

令和8年6月

保護者各位

## 保育所等における施設等利用給付認定要件の現況調査について

平素より、本区の保育行政にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

子ども・子育て支援法に基づく「子育てのための施設等利用給付認定(2・3号)」を受け、保育園等の保育施設を利用する児童の保護者は、年に一度、認定事由に該当していることを確認するための書類提出が定められています。

認可外保育施設等を利用されている方の江東区認可外保育施設等保護者負担軽減補助金(以下「補助金」といいます。)の受給に必要な手続きとなりますので、必ず提出期限までにご提出ください。

### ご提出いただく書類

- ① 「令和8年度 施設等利用給付認定届出書」
- ② 「保育を必要とする証明」・・・父母それぞれ必要です。(詳細は裏面の表をご確認ください。)  
※令和8年4月以降に保育を必要とする証明を提出された方は、本調査での「保育を必要とする証明」の提出は不要です。

### 提出期限

**令和8年8月10日(月) 必着** ※提出期限までに間に合わない場合は、ご相談ください。

### 提出方法

- ◆必要書類を揃えたうえで、持参か郵送、もしくは電子申請によりご提出ください。
- ◆直接提出する場合、区役所3階12番窓口にご提出ください。豊洲シビックセンターでは書類の受付はできません。
- ◆郵送の場合、同封の返信用封筒に提出書類一式を封入の上、お近くのポストに投函してください。
- ◆マイナポータルの「ぴったりサービス」での電子申請も可能です。詳細は区ホームページをご覧ください。

### 注意事項

- ◆提出期限までに提出がなく、保育を必要とする事由が確認できない場合(認定を受けている児童の育休を含む)、今後の補助金が受給できなくなることがありますのでご注意ください。
- ◆提出書類に不備・不足がある場合、区からご連絡いたしますので、ご了承ください。
- ◆補助金を受給しているお子様が2人以上いる場合、提出書類は1部で構いません。
- ◆就労証明書等の様式については、区ホームページからダウンロード可能です。
- ◆必ず世帯全員のお子様のお名前を施設等利用給付認定届出書にご記入ください。
- ◆令和8年4月以降に保育の必要性の認定を受けている方や、すでに認定有効期間が切れている場合など、一部のご家庭は本調査の対象外となっています。
- ◆現在求職事由で認定を受けている方が今回の現況調査で求職中である旨を記載いただいても、認定有効期間の更新はできませんので、認定有効期間終了月末までに更新手続きを行ってください。

必ず裏面もご確認ください

## 保育を必要とする証明書類について

保護者等の保育を必要とする状況	提出書類
雇用され、就労中の方 (産休中・育休中の方)	就労証明書(区様式) ※証明日が書類提出から3か月以内のもの
就労先が内定した方	就労証明書(区様式) ※証明日が就労開始日以降のもの
求職中	本調査において、保育を必要とする証明の提出は不要です。 ただし、就労開始後、速やかに就労証明書(区様式)の提出が必要です。
自営の方 (個人事業主、経営者、会社役員、親族が経営する会社や業務委託で就労する方・内職の方)	就労証明書(区様式)・自営を証明する書類(※)の2点 ※自営を証明する書類…開業届の控え(受信通知等により提出事実の確認ができるものに限る)、営業許可書、請負契約書、業務委託契約書、履歴事項全部証明書、領収書、請求書、その他営業活動の証明となる他社(他者)発行の書類のうちいずれか1点(写し可、他社発行または公的機関の証明に限る) 法人番号を有する場合は、就労証明書の備考欄に法人番号を記載していただくことで、自営を証明する書類の提出は不要になります。
出産	母子健康手帳の写し(表紙+分娩(出産)予定日が記載されているページ)
疾病	医師の診断書(指定の様式はありません)
障害	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛の手帳(療育手帳)の写し ※江東区民で身体障害者手帳をお持ちの方は、マイナンバーを利用した情報連携により、受給情報の確認を行いますので、提出は不要です。
介護	被介護者の医師の診断書(指定の様式はありません)・介護状況調査書兼日常生活状況調査票(区様式)の2点
就学	在学証明書(又は入学許可書)・カリキュラム(授業形態がわかる書類)等 ※学校教育法に定める学校(大学・大学院等)や職業訓練校に在学されている場合は、カリキュラムの提出は不要です。
不存在	保育サービス係にひとり親世帯として届け出ている場合、本調査において、不存在を証明する書類の提出は不要です。 届け出していない場合は、別途書類の提出が必要です。詳細は、同封の「令和8年度施設等利用給付認定届出書」裏面をご確認ください。

## その他

- ◆保育サービス係に届け出ている内容から変更がある場合、上記書類と併せて別途書類の提出が必要となる場合がございます。詳細は、同封の「令和8年度施設等利用給付認定届出書」裏面をご確認ください。
- ◆保育の必要性の認定についての各お手続き(保護者の状況の変更等)の詳細は区ホームページに掲載中の「保育の必要性の認定について」をご確認ください。



← 保育の必要性の認定  
についての閲覧はこちら

《問い合わせ先》

保育園ナビゲーター(03-3647-9809)

受付:平日8時30分~17時まで(水曜日のみ19時まで)

江東区役所3階12番窓口